

2026年2月6日

町田市長
石阪 丈一 様

町田市下水道事業審議会
会長 長岡 裕

「未来につなぐ下水道事業プラン（町田市下水道事業経営戦略）の改定」
及び「下水道使用料のあり方」について（答申）

2024年11月12日付け24町下経第613号にて「未来につなぐ下水道事業プラン（町田市下水道事業経営戦略）の改定」及び「下水道使用料のあり方」について、町田市長から本審議会に対して諮問がありました。

町田市下水道事業では、これまでも経営の効率化・健全化に取り組まれています。下水道施設の老朽化による更新需要の増大や動力費・原材料費・労務費の高騰等により、下水道事業に要する費用は年々増加傾向にあります。その一方で、下水道使用料収入は減少しており、汚水処理費をその財源とすべき下水道使用料収入だけでは賄い切れていない状況となっています。

本審議会では、町田市が今後も安定した下水道事業運営を実施していけるよう、諮問趣旨に沿って8回の審議を重ね、その結果を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

1 「未来につなぐ下水道事業プラン（町田市下水道事業経営戦略）」の改定について

2021年3月策定の「未来につなぐ下水道事業プラン（町田市下水道事業経営戦略）」（以下、「経営戦略」という。）について、評価と見直しを行い、2025年度中に改定を行う必要があることを確認しました。

基本的な構成や内容は現行の経営戦略を踏襲しながら、改定内容を別冊のとおり取りまとめました。改定の要点は次のとおりです。

（1）計画期間

経営戦略は、中長期的な視点で経営基盤の強化と財政マネジメントに取り組むことを趣旨としています。

現行の経営戦略の計画期間（2021年度から2030年度まで）の後半5年間を引き継ぎながら、2026年度から2035年度までの10年間の計画とします。

（2）現状と課題

社会情勢の変化に伴い下水道事業の役割が拡大するとともに、2025年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故による下水道の使用自粛等に伴う市民生活への影響の甚大さが明らかになることで維持管理の重要性が再認識され、これまで以上に効率的かつ効果的に下水道事業を継続することが求められています。さらに、施設の老朽化の進行や、有収水量と下水道使用料収入の減少などの課題にも、計画的に対応することが求められています。

現行の経営戦略に基づく2021年度から2024年度までの事業進捗状況や財務状況、経営指標分析などをもとに、現状と今後の課題を整理しました。

（3）経営の基本方針

現行の経営戦略に引き続き、『効率的で健全な経営を図り、より良い下水道サービスを提供する』ことを経営の基本方針とします。

（4）事業計画等

現行の経営戦略に記載のある「効率化・経営健全化の取組み」については継続や拡充の状況を反映することとし、「10ヵ年の事業計画」については現状や課題、関連計画などを踏まえて2035年度までの目標と具体的取組みを定めることとします。

また、重要な経営指標である経費回収率について、下水道使用料収入で汚水処理費を賄えていないため2024年度時点で97.4%となっています。今後さらに低下が予想されることから、具体的な「経費回収率向上に向けたロードマップ」を定めることが必要です。なお、「経費回収率向上に向けたロードマップ」の作成は、国土交通省からも要請されているところです。経費回収率の目標を2027年度以降100%以上と定め、汚水処理にかかる経費の削減とともに、下水道使用料改定による収入確保等に取り組む計画とします。

(5) 投資・財政計画

2035年度までの「投資・財政計画」は、上記(4)の事業計画等を反映した事業費や財源の見直しをもとに、現行の経営戦略における投資・財政計画を更新して定めることが必要です。

計画された使用料改定による収入増加に努めることを前提として、当年度純利益を確保し、また将来的な需要に備えるための資金を一定程度留保しながら、下水道事業を継続できる財政状況を維持する計画とします。

2 下水道使用料のあり方について

地方公営企業である下水道事業では、汚水処理費を下水道使用料収入で賄う独立採算が原則です。しかし収入面においては、人口減少や市民の節水意識の高まりなどにより有収水量が減少し、使用料収入の減収が見込まれています。また、費用面においても昨今の急激な物価上昇や労務単価、人件費の高騰などが見込まれるとともに、施設の老朽化に伴う修繕費用などの増加が見込まれます。

下水道管の老朽化に伴う道路陥没や処理場の停止といった事態を招かないよう、適正な維持管理を実施し、今後も安定した下水道事業を運営するためには、1999年7月以降改定が行われていない下水道使用料のあり方を見直す必要があります。

下水道使用料のあり方についての考え方を、以下のとおり取りまとめました。

(1) 改定の必要性

下水処理に係る事業の独立採算を維持するためには、汚水処理に係る費用を下水道使用料で賄っている割合、いわゆる経費回収率を100%以上で維持する必要があります。

経費回収率は2024年度時点で97.4%であり、汚水処理費に対する適正な水準を下回っています。引き続き費用抑制などの経営努力を続けても、今後の物価上昇により、さらに経費回収率が低下することが予想されます。経営の健全化と安定化を図るためには、できるだけ速やかに経費回収率100%を目指した下水道使用料の改定を行うことが必要であると考えます。

(2) 下水道使用料の改定に向けた算定期間

適正な下水道使用料を算定するにあたり、あまり長期間を想定すると予測の確実性が担保されず、必要以上に大幅な改定を見込む必要が生じる場合があるため、一般的な算定期間は3年から5年程度とされています。

今回の審議会答申後、速やかに使用料改定が行われた場合を想定し、また、次期の経営戦略改定に併せて再度使用料の見直しが行われるものとして、算定期間は2027年1月から2031年3月までの4年3か月間とします。

なお、今後も概ね5年度ごとに使用料の見直しを行うことが適当であると考えます。

(3) 下水道使用料の体系の考え方

① 基本水量制の廃止

基本水量制とは、基本使用料の中に一定量までの使用料を含む料金体系のことであり、町田市では現在8 m³までの使用料が含まれています。しかし、節水型機器の普及などにより、基本水量に満たない世帯が増加しており、基本水量内の使用者は水量の多寡にかかわらず使用料が同額であり、不公平感が生じています。

このような理由から基本水量制を廃止する自治体が増えており、町田市においても基本水量制を廃止し、1 m³から従量使用料の対象とする使用料体系に見直すことが妥当であると考えます。

② 二部使用料制と基本使用料割合の維持

町田市の下水道使用料体系は、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を採用しています。下水道事業運営に必要な最低限の経費を安定的に賄う観点から、汚水処理にかかる費用のうち、需要家費（使用料徴収経費等）や固定費（人件費、減価償却費、支払利息等）は基本使用料で賄うことが望ましいとされています。

改定にあたっては、二部使用料制を維持した上で、使用料収入全体のうち基本使用料で賄う割合（基本使用料割合）の引き上げを検討しました。しかし、一般家庭への影響に配慮し、現行の基本使用料割合を維持することが妥当であると考えます。

③ 逓増制の継続

町田市の現行の使用料体系では、汚水量が多くなるほど1 m³あたりの単価が大きくなる「逓増制」を採用しています。これは、多量使用者のために大型化した設備投資に係る費用を回収する必要があるという考え方や、限りある資源を適切に使用していくために、多量使用者の水使用を抑制するという考え方に基づいています。一方で、一部の多量使用者に過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、また、民間企業等の市外転出や自己処理への変更を誘発するなど、下水道事業経営の不安定化を招くことに繋がります。

以上のことから、逓増制を継続しつつ、逓増度については緩和することが妥当であると考えます。

④ 下水道使用料の改定率

2027～2030年度の経費回収率を100%以上とし、経営の健全化・安定化を図るため、改定率35%の改定が必要であると考えます。

⑤ 公衆浴場用使用料体系の改定

公衆浴場については、公衆衛生の向上及び住民の福祉の増進に寄与していること、入浴料金が物価統制令による規制を受けていることから、下水道使用料を低く抑えるよう政策的配慮が求められています。そのため、現在、一般汚水用とは別の料金表により、下水道使用料が低く抑えられています。

その考え方を踏襲した上で、今回の使用料改定案では一般家庭へも広く負担増を求めていることや、東京都内の大人の一般公衆浴場入浴料金の統制額が2024年8月から30円値上げされていることを踏まえ、改定率を抑えたいうえで、基本使用料及び従量使用料を改定することとします。

○料金表 《現行と改定案の比較》

(1か月/1m³につき・税抜き)

種類	区分	汚水量	現行	改定案	現行差
一般 汚水	基本使用料		560円	740円	180円
	従量使用料	8m ³ まで	0円	30円	30円
		8m ³ を超え20m ³ まで	110円	130円	20円
		20m ³ を超え30m ³ まで	140円	170円	30円
		30m ³ を超え50m ³ まで	170円	210円	40円
		50m ³ を超え100m ³ まで	200円	250円	50円
		100m ³ を超え200m ³ まで	230円	290円	60円
		200m ³ を超え500m ³ まで	270円	340円	70円
		500m ³ を超え1000m ³ まで	310円	390円	80円
1000m ³ を超える分	345円	440円	95円		
浴場 汚水	基本使用料		280円	370円	90円
	従量使用料	8m ³ まで	0円	40円	40円
		8m ³ を超える分	35円	40円	5円

3 付帯意見

- ① 生活基盤として重要なインフラである下水道施設は市民が安全で安心した生活を送ることが出来るよう維持管理されるべきである。また、高度経済成長期に整備した施設の老朽化対策、気候変動による豪雨に伴う浸水対策、大規模地震に備える地震対策などさまざまな対策を迅速に行うことが求められる。事業の実施にあたり、資産のリスク評価・分析を行い、優先度の高い対策から着実に実施することを求める。さらに、実施にあたっては、環境配慮の視点を重視した更なる省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用などを求める。
- ② 市における下水道使用料の改定は、1999年に実施した以降行われていなかった。しかし、これまでの長きにわたるデフレ経済の終焉により、昨今のさまざまな物価高騰などを引き起こしており、このような社会経済状況の変化に対して、今後の下水道事業を引き続き安定的、円滑に推進するために経営戦略及び使用料のあり方については、5年に1度程度の見直し検討を求める。

- ③ 下水道使用料の改定は、使用者である市民及び事業者等への影響が大きく、負担を伴うものである。市はより一層の経費削減や新たな収入確保に向けた取組みを継続するとともに可能な限り下水道使用料の改定率の低減化を図り、市民及び事業者等の負担を軽減することを求める。
- ④ 市民及び事業者等に対して、下水道事業の現状や将来計画等について、理解を深められるよう市の広報やホームページなど、さまざまな媒体を活用し、わかりやすく十分な周知を図るよう求める。